TAKANAWA GATEWAY URBAN OS 利用規約

（目的）
第 1 条
本利用規約（以下「本規約」といいます。）は、東日本旅客鉄道株式会社（以下「当社」といいます。）が提供する TAKANAWA GATEWAY URBAN OS を利用したサービス（以下「本サービス」といいます。）の内容とその利用条件を定めることを目的とします。

（本規約の効力）
第 2 条
本規約に定めのない事柄については、TAKANAWA GATEWAY URBAN OS 格納データ（第 3 条で定義します。）ごとに当社が別に定める規約（以下「TAKANAWA GATEWAY URBAN OS 格納データ利用規約」といいます。）によります。ただし、本規約の定めとの間に齟齬・矛盾等が生じた場合は、TAKANAWA GATEWAY URBAN OS 格納データ利用規約の定めを優先して適用します。
２　本規約及び TAKANAWA GATEWAY URBAN OS 格納データ利用規約に定めのない事項については、当社と利用者等で別途協議して決定することとします。

（用語の定義）
第 3 条
本規約において使用する用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとします。
(1)「API」とは、アプリケーション・プログラミング・インターフェースをいいます。
(2)「API キー」とは、本サービス提供のために、TAKANAWA GATEWAY URBAN OS 格納データ提供者が発行する認証情報をいいます。
(3)「API 仕様」とは、API の認証方式、エンドポイント、リクエスト、レスポンス等の情報をいいます。
(4)「登録済みの IP アドレス」とは、利用者から提供を受けた、API キーに紐づける IP アドレスをいいます。
(5)「会員」とは、高輪ゲートウェイ駅周辺地区スマートシティコンソーシアムの会員又は TAKANAWA GATEWAY Link Scholars' Hub の会員をいいます。
(6)「利用者」とは、当社に対して第 6 条第 1 項に定める交付申請をし、当社からアカウントの交付を受けた会員をいいます。
(7)「API 利用ユーザー」とは、利用者のうち、当社との間で第 6 条第 3 項に定める利用申請をし、当社から API キーを付与された利用者をいいます。
(8)「利用者等」は、利用者及び API 利用ユーザーを総称していいます。
(9)「個人情報」とは、個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第 2 条

第１項で定義される個人情報をいいます。

(10)「TAKANAWA GATEWAY URBAN OS」とは、当社が TAKANAWA GATEWAY CITY に設置するデータ連携基盤をいいます。

(11)「TAKANAWA GATEWAY URBAN OS 格納データ」とは、各データ提供者が TAKANAWA GATEWAY URBAN OS 中に格納するデータのことをいいます。

(12)「TAKANAWA GATEWAY API ポータル」とは、利用者等が、API 仕様の確認及び TAKANAWA GATEWAY URBAN OS から API 連携によりデータを取得することができる当社のウェブサイトをいいます。

(13)「データガバナンスガイドライン」とは、高輪ゲートウェイ駅周辺地区スマートシティコンソーシアムが定める高輪ゲートウェイ駅周辺地区スマートシティデータガバナンスガイドライン(https://takanawagateway-am.jp/assets/pdf/data_governance.pdf)をいいます。

（本サービスの内容）

第４条

当社は、利用者に対し、TAKANAWA GATEWAY API ポータルを通じて、API 仕様の確認を可能にし、及び API 連携により TAKANAWA GATEWAY URBAN OS 格納データを提供します。

（契約手続き）

第５条

会員は、当社所定の方法により、API 仕様の確認のためのアカウント交付を申請することとします。

２　当社は前項のアカウント交付の申請を承認した場合、当社所定の方法により会員に通知するとともに、アカウントを発行するものとし、アカウントの発行をもって本サービスにかかる利用契約（以下「本利用契約」といいます。）が当社との間で成立するものとします。なお、この時点では、本利用契約の契約条件たる本規約及び TAKANAWA GATEWAY URBAN OS 格納データ利用規約のうち、本規約の利用者を対象とする条項のみが適用されます。

３　TAKANAWA GATEWAY URBAN OS 格納データを利用しようとする利用者は、当社所定の利用申請書に必要事項を記入の上、以下に示す方法（その詳細は、当社が指定する方法とします。）により提出し、TAKANAWA GATEWAY URBAN OS 格納データの利用を申請することとします。

（１）高輪ゲートウェイ駅周辺地区スマートシティコンソーシアムの会員

方法：電子メールにより提出

提出先：高輪ゲートウェイ駅周辺地区スマートシティコンソーシアム事務局

（２）TAKANAWA GATEWAY Link Scholars' Hub の会員
　　方法：電子メールにより提出
　提出先： TAKANAWA GATEWAY Link Scholars' Hub 受付
４　当社は前項の TAKANAWA GATEWAY URBAN OS 格納データの利用の申請を承認した場合、当社所定の方法により利用者に通知するとともに、API キーを付与するものとし、API キーの付与をもって本利用契約の契約条件たる本規約及び TAKANAWA GATEWAY URBAN OS 格納データ利用規約の全ての条項が適用されるものとします。

（利用料金及び支払方法）
第６条
本サービス中、TAKANAWA GATEWAY URBAN OS 格納データを利用する場合、当社が TAKANAWA GATEWAY URBAN OS 格納データごとに別に定める利用料金（以下「利用料金」といいます。）が発生します。
２　当社は、当月分の利用料金の請求書を翌月第５営業日までに API 利用ユーザーに提出するものとします。 API 利用ユーザーは、当該請求書を受領した日の属する月の末日までに 、当社に対して、利用料金を当社が指定する方法により支払うものとします。３　API 利用ユーザーが当社が指定する支払期日までに利用料金を支払わなかった場合、API 利用ユーザーは支払期日の翌日より完済の日まで年 14.6%の割合による遅延損害金を当社に支払うものとします。

（利用環境等）
第７条
利用者等は、本サービスを利用するために必要なデバイス、ソフトウェア、電気通信事業者との間で締結するべき通信サービス契約、及びその他全ての設備を自らの責任と負担において準備、維持するものとします。
２　利用者等は、本サービスを利用する際、必要となる通信費等は、自らの責任において負担するものとします。
３　利用者等は、本サービスを利用する際、必要な場合の印字機及び印刷費等は、自らの責任において準備、負担するものとします。

（利用者等の責任）
第８条
利用者は、本規約及びデータガバナンスガイドラインを遵守するものとします。これらに反した行為又は不正若しくは違法な行為により当社が損害を受けた場合、利用者に対し損害賠償を請求する場合があります。
２　API 利用ユーザーは、本規約、TAKANAWA GATEWAY URBAN OS 格納データ利用

規約及びデータガバナンスガイドラインを遵守するものとします。これらに反した行為又は不正若しくは違法な行為により当社が損害を受けた場合、API 利用ユーザーに対し損害賠償を請求する場合があります。
３　API 利用ユーザーは、TAKANAWA GATEWAY URBAN OS 格納データ又は TAKANAWA GATEWAY URBAN OS 格納データ利用規約に従って API 利用ユーザーが作成した資料の使用状況について、当社から請求があった場合には速やかに報告を行うものとします。4　利用者等は、それぞれの利用申請書に記載した情報その他当社に届け出た情報の変更があった場合、当社所定の方法により当該変更事項を速やかに当社に届け出るものとします。

（アカウントのパスワード又は API キー、登録済みの IP アドレスの管理）
第 9 条
利用者等は、本サービスのアカウントに設定したパスワード及び付与された API キー（発行されている場合）、登録済みの IP アドレスを、自らの責任により適切に管理するものとし、これを第三者に利用させ、又は開示・貸与・譲渡・売却・質入等をしてはならないものとします。
２　当社が、TAKANAWA GATEWAY API ポータルにおいてアカウントのパスワード又は API キー及び登録済みの IP アドレスの一致を確認した場合は利用者等による本サービスの利用とみなします。
３　利用者等は、アカウントのパスワード又は API キーの紛失・盗難・詐取・その他第三者により本サービスを不正に使用されていることを知ったときは、直ちに当社へその旨を通知するとともに、当社の指示に従い対応するものとします。

（本利用契約の変更）
第 10 条
当社は、TAKANAWA GATEWAY API ポータルにおいて改定後の内容をあらかじめ告知・通知を行うことで、本利用契約の契約条件たる本規約及び TAKANAWA GATEWAY URBAN OS 格納データ利用規約を改定できるものとし、利用者等はこれを異議なく承諾するものとします。
２　データガバナンスガイドラインが改正された場合には、利用者等は当該改正に同意する場合にのみ、本サービスを継続して利用できるものとします。

（禁止事項）
第 11 条
利用者等は、次の各号に該当する行為を行ってはなりません。
（1）法令又は本利用契約に違反する行為

（2）当社、他の利用者その他の第三者の権利・利益を侵害する行為、名誉・信用を毀損する行為、又はそれらのおそれのある行為
（3）公序良俗に反する行為、わいせつな行為、差別的な行為又はそれらを助長する行為
（4）本サービスの運営又は他の利用者等による本サービスの利用の妨げとなる行為
（5）虚偽又は不正確な情報を届け出る行為
（6）同一の者が、第 6 条第 1 項又は第 3 項に基づき複数回の申請を行う行為
（7）他の利用者等になりすまして本サービスを利用する行為
（8）コンピューターウィルスその他の不正なプログラム・スクリプトを当社又は第三者に送信する行為
（9）クローリング、スクレイピング又はこれらと類似する手段により本サービスにアクセスし、又は本サービスに関する情報を取得する行為
（10）不正なプログラム、スクリプト等を用いてサーバーに負荷を与える行為
（11）改変、逆コンパイル、逆アセンブル、リバースエンジニアリングその他ソースコードを解析する行為
（12）過剰に TAKANAWA GATEWAY URBAN OS 格納データを利用（具体的な態様は TAKANAWA GATEWAY URBAN OS 格納データ利用規約によります。）する行為
（13）当社があらかじめ書面で承諾せずに、第三者に本データを利用させること及び本データ又はそれらを複製したものの全部若しくは一部を第三者に貸与、提供又は販売等する行為
（14）その他当社が不適切であると合理的に判断する行為

（本サービスの利用制限又は停止）
第 12 条
当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、利用者等に事前に通知することなく、本サービスの全部又は一部の提供を停止又は中断することができます。
（1）当社が管理又は運営するシステムにおいて、必要な設備の保守・点検を行う場合、又は障害が発生した場合
（2）当社が管理又は運営するシステムの稼働に必要な、電気通信事業者が管理又は運営する設備に関して、電気通信事業者が保守・点検を行う場合、又は障害、サービスの中止・中断等が発生した場合、並びにそれらのおそれがある場合
（3）TAKANAWA GATEWAY URBAN OS 格納データ提供者が、TAKANAWA GATEWAY URBAN OS 格納データの提供を終了した場合
（4）過度なアクセスの集中、不正利用等により本サービスの運営が困難となった場合
（5）地震、火災、停電等の不可抗力により本サービスの運営が困難となった場合
（6）その他、やむを得ない事情がある場合
２　当社は、前項に定める取扱いを行うときは、TAKANAWA GATEWAY API ポータルに

おいて提示します。ただし、緊急に必要となった場合その他やむを得ない事情がある場合は、この限りではありません。
３　当社は、利用者等が第 11 条（禁止事項）に該当する行為を行っていると認めたときその他必要があると認めたときは、当該利用者等の利用を予告なく制限又は停止することがあります。
４　当社は、本サービスに係るコンピュータシステムの定期的な点検、保守作業等を行うために本サービスの停止又は中断が必要であると判断した場合、利用者等に事前に通知の上、本サービスの全部又は一部の提供を停止又は中断することができるものとします。ただし、緊急に必要となった場合その他やむを得ない事情がある場合は、この限りではありません。

（権利の帰属）
第 13 条
本サービスに関する知的財産権は、全て当社又は TAKANAWA GATEWAY URBAN OS の開発事業者である KDDI 株式会社に帰属しており、本利用契約に基づく本サービスの利用許諾は、本サービスに関する知的財産権の使用許諾ではありません。
２　当社は、TAKANAWA GATEWAY URBAN OS 格納データについて、システムの構築、改良、メンテナンス等に必要な範囲内で、表示形式の変更、切除その他の改変を行うことができるものとします。
３　TAKANAWA GATEWAY URBAN OS 格納データの権利の帰属については、TAKANAWA GATEWAY URBAN OS 格納データ利用規約で定めることとします。

（免責）
第 14 条
当社が本利用契約に従って行う、本サービスの停止、中断若しくは終了、本サービスの利用の制限、本利用契約の解除、TAKANAWA GATEWAY URBAN OS 格納データの変更又は削除、本利用契約の変更、その他本サービスに起因又は関連して利用者等が損害を被った場合、当社に故意又は重過失がある場合を除き、当社は賠償する責任を負いません。
２　当社の債務不履行又は不法行為により本サービスに関連して利用者等に損害が生じた場合、当社に故意又は重過失のない限り、本サービスに関連して当該利用者等が被った損害につき当社は一切の責任を負いません。なお、当社が損害を賠償する場合であっても、通常生ずべき損害（逸失利益その他特別の事情によって生じた損害を含みません。）の範囲を超えて賠償する責任を負わないものとします。
３　デバイス若しくはソフトウェアの不具合又は通信状態の不安定により、利用者等が本サービスを利用できず、利用者等に損害及び不利益が生じた場合、当社は一切の責任を負いません。
４　当社は、次の各号の事項について、いかなる保証もしません。

（1）本サービスが、利用者等の特定の目的に適合すること又は利用者等が期待する機能、有用性、品質、水準、若しくは価値等を有すること。
（2）本サービスが利用者等に適用される法令又は業界団体の内部規則等に適合すること。
（3）本サービスにエラー、バグその他の不具合が存在しないこと。
（4）本サービスにセキュリティ上の欠陥が存在しないこと。
（5）本サービスにおいて掲載される情報の真実性、正確性、完全性、最新性等。
（6）第三者の権利を侵害していないこと。
５　利用者等と他の利用者等との間の紛争及びトラブル（利用者等によるアカウント、API キー及び登録済みの IP アドレスの管理に不備があり、他の利用者等その他の第三者に損害を与えた場合等）について、両者同士の責任で解決するものとし、当社は責任を負わないものとします。
６　利用者等は、本サービスの利用に関連し、他の利用者等に損害を与えた場合又は第三者との間に紛争を生じた場合、自己の費用と責任において、かかる損害を賠償又はかかる紛争を解決するものとし、当社には一切の迷惑や損害を与えないものとします。
７　利用者等の行為により、第三者から当社が損害賠償等の請求をされた場合には、利用者等の費用（弁護士費用を含む）と責任で、これを解決するものとします。当社が、当該第三者に対して、損害賠償金を支払った場合には、利用者等は、当社に対して当該損害賠償金を含む一切の費用（弁護士費用及び逸失利益を含む）を支払うものとします。
８　利用者等が本サービスの利用に関連して当社に損害を与えた場合、利用者等の費用と責任において当社に対して損害を賠償（訴訟費用及び弁護士費用を含む）するものとします。

（利用の制限及び本利用契約の解除）
第 15 条
利用者等が本サービスの利用を終了したい場合は、当社所定の方法により手続きを行うものとし、当該手続きの完了をもって本利用契約は終了するものとし、利用者等は本サービスに関する一切の権利を放棄したものとします。
２　当社は、利用者等が次の各号に定める事由のいずれかに該当することが判明したときは、事前に利用者等への通知・催告をすることなく本利用契約を解除する場合があります。
（1）本規約その他本サービスの利用において適用される関連規約（TAKANAWA GATEWAY URBAN OS 格納データ利用規約及びデータガバナンスガイドラインを含みますがこれらに限りません。以下同じ。）に違反した場合
（2）利用者等がそれぞれの利用申請に記載した情報その他当社に届け出た情報の変更・更新を怠り、連絡が取れなくなった場合
（3）その他、本サービスの利用者等として不適切であると当社が認めた場合
３　当社は、利用者等の本サービス利用状況等から、前項各号に該当するおそれのある合理的な理由がある場合、その他当社が必要と認めた場合には、事前に利用者等への通知・催告

をすることなく、本サービスの利用の全部若しくは一部の制限又は本利用契約の解除を行うことがあります。

（利用の終了等の後の処理）
第 16 条
第 15 条の規定により、本利用契約が終了した場合、それまでに利用者等が取得した TAKANAWA GATEWAY URBAN OS 格納データ及び当該 TAKANAWA GATEWAY URBAN OS 格納データを利用して利用者等が作成した情報の扱いは以下の各号のとおりとします。ただし TAKANAWA GATEWAY URBAN OS 格納データ利用規約に別途の定めがある場合はこの限りでなく、当該定めに従うものとします。
（1）利用者が取得した API 仕様に関する情報　その利用を停止し、及び速やかに削除する。
（2）API 利用ユーザーが取得した TAKANAWA GATEWAY URBAN OS 格納データ　その利用を停止し、及び速やかに削除する。
（3）TAKANAWA GATEWAY URBAN OS 格納データを利用して API 利用ユーザーが作成した情報　終了前までと同じように利用できる。ただし、TAKANAWA GATEWAY URBAN OS 格納データを加工していないデータを除く。

（個人情報の取得、保有、共同利用）
第 17 条
利用者等は、利用者等に関する次の各号の情報について、① 当社が取得し、及び② 以下のアからエに示す利用目的のため、必要な保護措置を講じたうえで利用することに同意します。
【当社が取得・利用する利用者の情報】
（1）氏名（利用者等が法人の場合、法人名称）、利用等者が法人の場合、その代表者の氏名、電話番号、E-Mail アドレス、金融機関口座情報等
（2）本サービスに関する利用者等と当社との契約に関する事項（アカウント、IP アドレス、Cookie 情報等）
（3）利用者等による本サービスの利用内容
（4）利用者等から当社へのお問い合わせ、ご連絡等に関する情報

【利用目的】
ア．利用者等情報の内容確認
イ．本サービスを提供するために必要な連絡
ウ．サービス、キャンペーン等及びこれらに関する情報の提供
エ．利用者等情報並びに利用動向を把握・分析して得られた情報の利用又は提供（ただし、個人を特定し得る情報を除く）

※ 当社は、上記の把握・分析の結果得られた情報をマーケティング活動（新サービスの企画、利用促進に向けた営業戦略、プロモーション）等に利用することがあります。

２　利用者等は、前項の利用目的のため、本利用契約終了後も前項各号の個人情報を当社が保有することがあることに同意するものとします。
３　当社は、第１号に規定する利用者等の個人情報について、第３号の利用目的のため次の各号のとおり共同利用を行います。
（1）共同利用する個人情報
　第１項第１号から第３号に定めるもの（ただし、第 1 号については金融機関口座情報等を除きます。）
（2）共同利用者の範囲
　① 高輪ゲートウェイ駅周辺地区スマートシティコンソーシアム
　② TAKANAWA GATEWAY Link Scholars' Hub の運営会社
（3）利用目的
　第１項に掲げる利用目的
（4）個人情報の管理について責任を有する者
名称：東日本旅客鉄道株式会社
住所：東京都渋谷区代々木二丁目２番２号
代表者氏名： 当社ウェブページ（https://www.jreast.co.jp/company/officer/）をご参照ください。
当社は、利用者等が本条に定める同意条項の全部又は一部を承認できない場合、第６条第１項又は第３項に定める申請（以下本項において「申請」といいます。）を承認せず、又は本利用契約を解除するものとします。当社が申請を承認しない場合、利用者が申請をした事実については第１項【利用目的】アのため、本利用契約の不成立の理由を問わず一定期間利用されることがありますが、それ以外に利用されることはありません。

（利用者等への通知方法）
第 18 条
本規約その他本サービスの利用において適用される関連規約に別段の定めがある場合を除き、当社は、当社が適当と認める方法により、利用者等への本サービスに関する通知を行うものとします。
２　前項による通知を行う場合、当社が TAKANAWA GATEWAY API ポータルに掲載し、利用者等が内容を閲覧することが可能になった時点をもって、利用者等への通知を完了したものとします。

（秘密保持）

第 19 条
利用者等は、本サービスに関連して当社が秘密である旨を明示して開示した一切の情報（以下「秘密情報」といいます。）を秘密として扱うものとし、当社の事前の書面による承諾を得ない限り、第三者に開示又は漏洩しないものとします。
２　前項の定めにかかわらず、利用者等が法人の場合は、秘密情報を知る必要のある自らの役員及び従業員（以下「従業員等」といいます。）に限り、秘密情報を開示することができます。この場合、利用者等は、本条に基づき自らが負う秘密保持義務と同一の義務を従業員等に課すものとし、従業員等の行為、結果等について一切の責任を負うものとします。

（反社会的勢力の排除）
第 20 条　利用者等は、自己（利用者等が法人の場合は役職員、自己の代理人若しくは媒介をする者、自己の主要な出資者又は経営に実質的に関与する者を含む。）が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずるもの（以下総称して「反社会的勢力」といいます。）でないことを確約します。なお、当社は、利用者等が上記確約に違反し、又は、反社会的勢力と次の各号の一にでも該当する関係を有することが判明した場合には、何らの催告を要さずに本利用契約を解除することができます。
（1）反社会的勢力が経営を支配していると認められるとき。
（2）反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき。
（3）自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用したと認められるとき。
（4）反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき。
（5）反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
２　当社は、利用者等が自ら又は第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為をした場合には、何らの催告を要せず、本サービスの提供を停止し、又は本利用契約を解除することができるものとします。
（1）暴力的な要求行為
（2）法的な責任を超えた不当な要求行為
（3）取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
（4）風説を流布し、偽計又は威力を用いて相手方の名誉・信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
（5）その他前各号に準ずる行為
３（1）利用者等は、利用者等の下請、再委託先業者又は代理人若しくは媒介をする者（下請又は再委託契約が数次にわたるときには、その全てを含み、以下「利用者等の下請等」と

いいます。）が第１項に該当しないことを表明・保証し、将来も同項若しくは前項各号に該当しないことを確約します。
（2）利用者等は、利用者等の下請等が前号に該当することが当該利用者等の下請等との契約締結後に判明した場合には、直ちに契約を解除し、又は契約解除のための措置をとらなければなりません。
（3）利用者等が、前各号の規定に反した場合には、当社は何らの催告を要さずに本利用契約を解除することができます。
４（1）利用者等は、利用者等の下請等が、反社会的勢力から第２項各号の行為を受けた場合は、これを拒否し、又は利用者等の下請等をしてこれを拒否させるとともに、行為があった時点で、速やかに不当介入の事実を当社に報告し、捜査機関への通報及び報告に必要な協力を行うものとします。
（2）利用者等が前号の規定に違反した場合、当社は何らの催告を要さずに本利用契約を解除することができます。
５　当社が本条各項の規定により本サービスの提供を停止し、又は本利用契約を解除した場合には、利用者等に損害が生じても何らこれを賠償ないし補償することは要さず、またかかる解除により当社に損害が生じたときは、利用者等はその損害を賠償するものとします。

（権利義務譲渡の禁止）
第 21 条
利用者等は、本利用契約上の地位又は本利用契約から生じた権利若しくは義務を、第三者に譲渡し、あるいは担保に供しないものとします。

（存続条項）
第 22 条
理由を問わず、本利用契約が終了した場合においても、第 8 条（利用者等の責任）、第 13 条（権利の帰属）、第 14 条（免責）、第 16 条（利用の終了等の後の処理）、第 17 条（個人情報の取得、保有、共同利用）、第 19 条（秘密保持）、本条、第 23 条（合意管轄）は、引き続き効力を有するものとします。

（合意管轄）
第 23 条
本サービスに関連して利用者等と当社との間で発生した問題が解決しない場合、東京地方裁判所を第一審の専属合意管轄裁判所とします。

附則
本規約は、日本標準時間 2025 年 3 月 27 日より有効とします。